

資料1 地方自治法第103条・104条

第4節 議長及び副議長

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

資料2 議会改革度調査

総合 順位	都道府県	議会名	個別順位			個別得点			総合得点(和) ※1	2024 順位	前年比※2
			政策力の強化	主権者の参画	議会機能の強化	政策力の強化	主権者の参画	議会機能の強化			
1	北海道	登別市議会	1	7	1	620	480	265	1,375	1	0
2	島根県	浜田市議会	2	10	14	565	465	185	1,225	2	0
3	大阪府	和泉市議会	6	1	20	480	565	170	1,215	6	3
4	京都府	福知山市議会	3	58	7	540	345	220	1,105	29	25
5	北海道	芽室町議会	22	3	18	380	500	175	1,065	9	4
5	岩手県	奥州市議会	7	14	27	470	435	160	1,065	24	19
7	茨城県	茨城県議会	13	6	23	405	490	165	1,060	12	5
8	三重県	いなべ市議会	8	28	12	465	390	190	1,045	8	0
9	茨城県	取手市議会	26	2	67	370	535	125	1,040	13	4
10	長野県	松本市議会	15	23	10	400	410	210	1,030	4	▼ 6
11	東京都	墨田区議会	49	3	8	310	500	215	1,025	16	5

※東京都港区はTOP300には見当たらず。

資料3 墨田区・船橋市議会 事例紹介

【墨田区議会基本条例】

(議長及び副議長の所信表明)

第10条 議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うものとする。

【船橋市議会議長選挙及び副議長選挙における所信表明の実施に関する 要綱】

第6条 議員は、所信表明を行った議員に対し、質疑を行うことができる。ただし、所信表明を行った議員は、質疑を行うことができない。

- 2 質疑を行う議員は、節度をもって質疑を行うよう心がけるものとする。
- 3 質疑は、全ての所信表明が行われた後に行うものとする。
- 4 質疑の申出は、議題となった後、議長の求めに応じて挙手することにより行うものとする。
- 5 質疑を行う順序は、議長の指名順によるものとする。